

飯能市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準
(平成18年1月31日決裁)

1 趣旨

この基準は、飯能市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第45号。以下「条例」という。)の規定の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 契約の範囲及び期間

条例第2条各号に掲げる契約について、その範囲及び条例第3条の規定による契約の期間については、それぞれ次の表のとおりとする。

区 分	契約の範囲	契約の期間
条例第2条 第1号関係	事務用機器類 情報通信機器類 医療用機器類 理化学用 機器類 教育用機器類 車両 その他 ※これらの物品の借り入れに伴う保守等も含む。	5年以内
条例第2条 第2号関係	(1) 毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務 ア 庁舎等施設の管理等に関する契約 建物警備業務 清掃業務 電話交換業務 受付・案内業 務 浄化センター、クリーンセンター、環境センター等 施設の運転・維持管理業務 浄化槽保守点検業務(1週 間に1回以上保守点検を必要とするもの) 電気工作物 保安管理業務 エレベーター、エスカレーター、自動ド ア等保守点検業務 その他 イ その他の契約 ごみ類収集・運搬業務 広報番組制作業務 情報処理業 務 給食業務 医事業務 その他 (2) 初期投資若しくは訓練等の準備期間を必要とする業務 小学校通学バス運行業務 外国語指導助手派遣業務 その他	3年以内

3 契約書等への記載

長期継続契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に規定する債務負担行為の適用がないことから、毎年度予算の範囲内で給付を受けることについて、契約書等にその旨を明記しておくものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日以降に契約を締結するものについて適用する。